

職員の懲戒処分について

消防職員の不祥事に伴い、下記のとおり処分しましたので公表します。

記

1 該当職員

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部
主事・消防士 / 21歳 / 男性

2 事実の概要

令和4年6月2日（木）午前0時頃、高崎市内の市道上にて酒気を帯びた状態で乗用車を運転し、警察に検挙されたもの。

3 処分内容(発令日)

停職3箇月（令和4年8月31日）

4 処分の根拠

- 地方公務員法第29条第1項第3号の規定により処分
- 本組合が例とする藤岡市職員の懲戒処分の基準に関する要綱第2条別表に掲げる非違行為（交通法規違反の酒気帯び運転した者）に該当

5 監督責任

監督職員の藤岡消防署長及び分署長に対しては、消防長より口頭による厳重注意

6 消防長コメント

このたび、消防職員が起こした不祥事は、住民の信頼を裏切る行為であり、重く受け止めております。今後、このようなことがないように、綱紀の粛正及び倫理の保持に万全を期すとともに、職員一丸となって住民の信頼回復に努めてまいります。

お問い合わせ先

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合
消防本部総務課
群馬県藤岡市藤岡 982
連絡先 0274-22-4838